

## ベトナムの法律事務所が記入した回答を含む海外質問票<sup>1</sup>

### <設問>

Q1： 2010年4月以降の制度等の変更の有無

2010年4月以降、貴国において、先使用権に関する制度等の変化（法律の改正、規則・運用の変更、裁判上での運用の変更、勝訴・敗訴の割合の傾向の変化など）はありましたでしょうか。変化があった場合には、その時期、背景をお教えてください。なお、我々の理解は以下です。

### <我々の理解>

制度等の変化無し

### <回答>

ベトナムでは、2010年4月以降、先使用権に関する変更はない。

### <設問>

Q2： 先使用権の根拠条文

先使用権に関する条文、規則について、お教えてください。

### <回答>

先使用権は2005年11月29日付のベトナム知的財産法第50/2005/QH11号の第134条の中で単独で認められ、2009年6月19日付の法第36/2009/QH12号（以下「知的財産権法」という）により改正、補足された。なお、第134条は2009年6月19日付の法第36/2009/QH12号の第1.16条により改正された（以下「改正第134条」という）。

改正第134条は、次のとおり定めている。

(1) 発明又は工業意匠に係る登録願書の出願日又は優先日の前に、登録出願書類に記載されているが、独立して創出した、保護される発明又は工業意匠と同一の発明又は工業意匠を実施し、又はその実施のために必要な準備を行った者（以下「先使用権の所有者」という）は、保護証書がその者に付与された後、保護された発明又は工業意匠の所有者の許可を取得することなく又は補償金を支払うことなく、公開日前の実施又は準備と同一の範囲及び量内で当該実施を継続する権利を有する。発明又は工業意匠の先使用権の所有者の権利行使は、当該発明又は工業意匠の所有者の権利侵害とはみなさない。

(2) 発明又は工業意匠に対する先使用権の所有者は、当該権利を他人に対して移転する権利を有さないものとする。ただし、当該権利が、当該発明又は工業意匠の実施又はその準備が行われた事業又は生産設備とともに移転される場合を除く。先使用権の所有者は、発明又は工業意匠の所有者により許可されない限り、実施の範囲及び量を拡張することができない。

### <設問>

Q3： 詳細な文書の有無

貴国の先使用権制度に関する詳細な文書の有無について質問します。貴国に、先使用権制度に関する施行規則等の詳細な規定がありましたら、その内容についてお教えてください。

### <回答>

現時点では、ベトナムの先使用権について詳細な規則及び文献は存在しない。

### <設問>

Q4： 趣旨（経済説、公平説等）

貴国の先使用権制度の趣旨について、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<sup>1</sup> 特許庁委託の平成27年度産業財産権制度問題調査研究において、海外質問票をベトナムの法律事務所 (BMVN International (a member of Baker & McKenzie in Vietnam) (Mr. Tran Manh Hung | パートナー / ベトナム弁護士) <http://www.bakermckenzie.com/bmvn/>) に送付し、これに対して法律事務所が記入した回答を含む海外質問票の全文です。ベトナムの法律事務所に対しては、英語で海外質問票及び回答を得たところ、法律事務所が記入した回答を含む海外質問票の全文の和訳を掲載しています。

<我々の理解>の記載については、特段の記載がない限り、「平成22年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「先使用権制度に関する調査報告書」 社団法人日本国際知的財産保護協会 2011年3月」の結果を参考にして作成され、事前に回答者に示されたものです。また、<設問>又は<我々の理解>においてウェブサイトのURLを付記した情報は、海外質問票の送付時の当該ウェブサイト掲載内容に基づくものです。

<我々の理解>

ベトナム特許庁が公式に公表した先使用権制度の概要はない。

ベトナムにおいて知的財産権法の規定に従って実施されている先願主義においては、同一の発明又は同一若しくは類似の意匠についての複数の登録出願があった場合には、特許権又は意匠権を付与するための条件を全て満たす出願のうち、最先の優先日又は出願日を有する有効な出願にのみ権利が付与される。

ベトナムにおける先使用権制度は、特許権者と先使用権者（特許発明又は登録意匠と同一の発明又は意匠を、出願日又は優先日より前に、使用していたかあるいはその使用に必要な準備をしていた者）との間の公正を図ることが主な目的である。この制度により、先使用権者は特許発明又は登録意匠を無償で使用継続することができる。

<回答>

当方も貴研究所と同じように理解しており、それで正しいと思う。

<設問>

Q5： 制度導入の背景（特定の国の法制等をモデルにしていた等の経緯があるか）

貴国の先使用権制度の導入の経緯あるいはモデルとなった法制について、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

この制度は、ベトナムが加盟している国際条約及び協定に基づき、かつこれに従って策定され、制定された。他の国の法律は、法律を起草する過程で参考にしたにすぎない。

<回答>

当方も貴研究所と同じように理解しており、それで正しいと思う。

<設問>

Q6： 先使用権が認められるための個別要件及びその解釈

ベトナム知的財産法第134条（又はその他）で認められる先使用権の個々の要件とその解釈について、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

A： 人（以下先使用権の所有者と略す）が、

(i) 発明又は工業意匠に係る登録出願の出願日あるいは優先日（該当する場合）の前に

(ii) 保護される発明又は工業意匠と同一の発明又は工業意匠を実施した、あるいは

(iii) その実施のために必要な準備をした、

(iv) しかしながら、独立して創出した場合、

保護証書がその者に付与された後、当該実施を継続できる

(v) 実施又は準備と同一の範囲及び量内で、保護された発明又は工業意匠の所有者の許可を取得することなく、又は、補償金を支払うことなく、

発明又は工業意匠の先使用権の所有者の権利行使は、当該発明又は工業意匠の所有者の権利侵害とはみなさない。

B： 発明又は工業意匠に対する先使用権の所有者は

(vi) 当該権利が、当該発明又は工業意匠の実施又はその準備が行われた事業又は生産設備とともに移転される場合を除いて、他人に対して移転する権利を有さない。

先使用権の所有者は

(vii) 発明又は工業意匠の所有者に許可されない限り、実施の範囲及び量を拡張することができない。

発明又は工業意匠の「実施」という用語は、「輸入」を含み、ベトナム知的財産法第124条(1)及び(2)で定義されている。第124条(1)(d)及び(2)(b)で規定された「流通させる」という行為には、販売行為、販売のための展示及び製品の輸送が含まれる。

<回答>

先使用権が認められる要件は、改正第134条（Q2への回答を参照）に定められている。改正第134条の解釈に関する規定は、知的財産法第124条（1）と（2）、そして2006年9月22日付の政令第103/2006/ND-CP号第21条（1）（改正・補足：2010年12月31日付の知的財産法の産業財産権に関する特定の条文を詳細に規定し、その実施の指針を示す政府政令（Decree）第122/2010/ND-CP号）（以下「政令第103/2006/ND-CP号」

と称す) である。以下に、上で挙げた条文を記載する。

#### 第 134 条 発明及び工業意匠に対する先使用権

- (1) 発明又は工業意匠に係る登録願書の出願日又は優先日の前に、登録出願書類に記載されているが、独立して創出した、保護される発明又は工業意匠と同一の発明又は工業意匠を実施し、又はその実施のために必要な準備を行った者(以下「先使用権の所有者」という)は、保護証書がその者に付与された後、保護された発明又は工業意匠の所有者の許可を取得することなく又は補償金を支払うことなく、公開日前の実施又は準備と同一の範囲及び量内で当該実施を継続する権利を有する。発明又は工業意匠の先使用権の所有者の権利行使は、当該発明又は工業意匠の所有者の権利侵害とはみなさない。
- (2) 発明又は工業意匠に対する先使用権の所有者は、当該権利を他人に対して移転する権利を有さないものとする。ただし、当該権利が、当該発明又は工業意匠の実施又はその準備が行われた事業又は生産設備とともに移転される場合を除く。先使用権の所有者は、発明又は工業意匠の所有者により許可されない限り、実施の範囲及び量を拡張することができない。

発明又は工業意匠の「実施」の文言は知的財産権法の第 124 条(1)及び(2)に定義されている。

#### 第 124 条 工業所有権の行使

- (1) 発明の実施とは、次の行為の遂行を意味する。
- (a) 保護された製品を製造すること
  - (b) 保護された方法を適用すること
  - (c) 保護された製品又は保護された方法により得た製品の使用を実施すること
  - (d) (c)に規定の製品を流通させること、又はそれを流通させるために広告、申出、保管すること
  - (dd) (c)に規定する製品を輸入すること
- (2) 工業意匠の実施とは、次の行為の遂行を意味する。
- (a) 保護された工業意匠を具体化した外観を備えた製品を製造すること
  - (b) (a)に規定する製品を流通させること、又は流通させるために広告、申出、保管すること
  - (c) (a)に規定する製品を輸入すること

なお、政令第 103/2006/ND-CP 号第 21.1 号では、「知的財産法第 124 条 (1) (d)、(2) (b) (中略) に定められている製品を流通させる行為には、とりわけ、製品の販売行為、販売のための展示、輸送が含まれる。」とある。

#### <設問>

Q7：善意の意味（条文上の有無と定義の有無）

ベトナム知的財産法第 134 条には、他の主要国の条文に見られる「善意」の要件を含んでいないと我々は理解しています。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

#### <回答>

ベトナム知的財産法の改正第 134 条は善意を要件としていないが、発明又は工業意匠について先使用権が認められるためには、それが「独立して創出される」ことを求めている。

#### <設問>

Q8：当該特許権に係る発明者から発明を知得していた場合に認められるか

ベトナム知的財産法第 134 条は、発明あるいは工業意匠の先使用権は「独立して創出」されることを要件としています。この条文から、われわれは当該実施の発明を「発明者あるいは発明者から直接若しくは間接に取得した第三者」から知得していた場合には先使用権は認められないと解されると我々は理解しています。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

#### <我々の理解>

ベトナム知的財産法第 134 条は、発明あるいは工業意匠の先使用権は「独立して創出」されることを要件としている。これは、「発明者あるいは発明者から直接若しくは間接に取得した第三者からの知識がない」ことを規定していない。しかしながら、我々の意見では「独立して創出」の用語は、発明者／出願人から直接

若しくは間接的に取得した知識無しに、独自の創造性と独自の金融材料を使用して創造しなければならないことを意味している。

<回答>

知的財産法の改正第 134 条は、先使用権が認められるためには、発明又は意匠が「独立して創出された」ことを求めている。「独立して創出された」の意味を示す指針／規則は存在しない。しかしながら、「独立して創出された」とは、先使用権者が当該発明又は意匠を、自身の創造力を使い、また発明者又は特許出願人から直接的又は間接的に知識を得ることなく独自の資力を費やして創出しなければならないことを意味するものと我々は考える。

<設問>

Q9：先使用権の基準日はいつか

ベトナム知的財産法第 134 条では、先使用権の基準日について、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

ベトナム知的財産法の第 134 条では、基準日は発明又は工業意匠の登録出願の「出願日又は優先日以前」となっている。この「出願日又は優先日以前」はベトナム特許庁通達 (Circular) により決定される。

<回答>

その理解で正しい。なお、ベトナム通達第 01/2007/TT-BKHCHN 号の第 13.4 及び第 13.5 の正確な翻訳は以下のとおりである。

#### 第 13.4 申請書出願日判定

申請書出願日は、下記のとおり決定される。

- a) 申請書出願日は、本省令の規則 12.2.a の規定に基づき、国家知的財産庁により受理され、申請書に押印された申請書受領印に記入される。
- b) ベトナムを指定、及び・又は選択する国際出願の申請書の場合には、申請書出願日が国際出願日となる。

#### 第 13.5 優先日の判定

- a) 申請書が優先権を主張せず、又は優先権を主張したが、国家知的財産庁により認められない場合、申請書は優先日を有しないものとみなされる。
- b) 申請書が優先権を主張する場合、優先日は、上記要件を満たし、国家知的財産庁により認められた優先日である。
- c) 優先権主張に応じた優先日の決定は、知的財産法の第 91 条に規定する原則及び産業財産権に関する政令第 10 条の第 1 項の b、c 及び d の当該規定に基づき、ベトナムで提出した最先の申請書に基づく。

<設問>

Q10：実施の準備の意味（定義の有無）

ベトナム知的財産法第 134 条には、「発明又は工業意匠の実施のために必要な準備を行った」とあります。この「実施のために必要な準備」の意味について、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

この文脈における「必要な準備」とは、例えば次の行為など、ベトナム知的財産法第 124 条(1)及び(2)に定める行為を行うために必要な条件であると考えます。

- A：保護対象の物を生産するための材料及び装置、
- B：保護対象の方法を使用するための材料及び装置、
- C：保護対象の物あるいは保護対象の方法によって生産された物を商業的に利用するための材料及び装置、
- D：保護対象の方法によって生産された物を流通させ、広告し、販売の申出又は流通のために保管することを目的とした材料及び装置、
- E：二者間契約書に署名するなど、保護対象の方法によって生産された物を輸入するために必要な条件。

<回答>

その理解／解釈は妥当なものである。ただし、「必要な準備」の意味については、指針や詳細な規則はこれまで存在していないという点に留意されたい。さらに、この問題に関しては、判例法も存在していないと思

われる。したがって、(i)、(ii)を除き、(iii)、(iv)、(v)については、ベトナム当局が同意するかどうかは定かでない。

<設問>

Q11： 実施又は準備の実行場所

実施又は実施の準備が先使用権の要件となっている場合、その行為は、どこで行うことが求められていますか（国内、条約締約国の範囲内等）。

<回答>

ベトナムの知的財産法は、ベトナムの領域内でなされる行為についてのみ適用される。したがって、（先使用権の成立要件としての）実施又は実施の準備は、ベトナムの領域内で行われなければならない。

<設問>

Q12： 特許出願前に実施していたが、基準日には実施していない場合に認められるか

先使用権の要件である実施について、その実施は出願日あるいは優先日以前に実績があれば十分なのか、あるいは実施の開始から基準日まで継続していなければならないのでしょうか、特に、基準日（出願日あるいは優先日）に、実施を中断していた場合でも先使用権は認められるのか、これらの点について、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

ベトナム知的財産法第134条には「実施」要件はあるが「実施の継続」要件はない。これは、先使用権者が実施を継続していることを証明する必要がないことを意味している「実施」の証拠は要件を満足するのに十分である。この手続に関する判決はない。

<回答>

当方も貴研究所と同じように理解しており、それで正しいと思う。

<設問>

Q13： 輸入行為が対象となるか

貴国において、輸入する行為は先使用権の対象となるのかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

先使用権の対象となる。ベトナムにおける輸入はベトナム知的財産法第124条(1)、(2)及び第134条を適用して、先使用権の対象となる。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q14： 輸入販売の先使用権

外国企業が自国で生産した製品を貴国で輸入販売しようとする場合に、先使用権を確保するために留意すべき事項について、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

実施あるいは実施のための準備は、ベトナム特許又は工業意匠の登録出願の出願日又は優先日以前に行われなければならない。それゆえ、企業の輸入行為あるいは製品販売は基準日以前でなければならない。加えて、企業が使用する製品の発明又は製品の製造方法は独自に創出され、しかも問題となっているベトナム出願で述べられているものと同一でなければならない。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q15： 輸出行為が対象となるか（純粋な輸出行為が特許侵害となる場合）

貴国において、輸出行為が先使用権の対象となるかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

先使用権の対象となる。ベトナムにおける輸入はベトナム知的財産法第124条(1)、(2)及び第134条を適用して、先使用権の対象となる。

<回答>

その理解は誤っている。輸出は、発明や工業意匠を実施する行為から意図的に除外されている（ベトナム知的財産法第124.1条及び第124.2条）。したがって、単なる輸出は、特許権侵害を構成しない。

<設問>

Q16： 実施の意味（新規性との関連：公然実施されていた場合の当該特許の新規性は喪失しないか）

ベトナム知的財産法第134条では、先使用権の要件として「実施」が規定されています。この使用に公然実施（public use）が含まれるとすると、当該特許の出願日あるいは優先日の時点で公知であるとも考えられ、先使用権の問題ではなく、当該特許の新規性の問題とも考えられます。これらを踏まえ我々は先使用権の要件である「使用」と特許の無効との関係について、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

ベトナムにおいて、発明の出願日又は優先日の前に、国内外で使用され、又は文書若しくは口頭での説明その他の方法で公開されていなければ、新規性を有するものとみなされる。したがって、このような「公然実施」は、特許発明の無効事由に該当する。特許権が無効であると認定された場合、先使用権者は発明の利用を継続でき、先使用権の成立を証明する必要はない。

しかしながら、ベトナム知的財産法第60条(2)は、発明が秘密保持義務を有する限られた数の者のみに知られている場合には公開されていないものとみなすと定めているため、このような場合には無効理由とはならない。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q17： 先使用権者が実施できる範囲（物的範囲）

改正されたベトナム知的財産法第134条では「実施又は実施のための範囲と量内で当該発明又は工業意匠の実施を継続することができる」とあります。この条文の意味について、お教えてください。

<回答>

先使用権全般や、特に「公開日前の実施又は準備の範囲及び量内で当該発明又は工業意匠を実施すること」の意味に関する指針や詳細な規則は、これまでに存在していない。さらに、この問題については判例法も知られていない。したがって、当方としては、「先使用権者は公開日前の実施又は準備の範囲及び量内で当該発明又は工業意匠を実施することを継続する権利を有する」の意味に関する国内当局の解釈を予測することはできない。しかしながら、同規定は、少なくとも以下を意味するものと考えられる。

(i) 工業意匠を化体した製品又は特許製品について：先使用権者は、生産、輸入、購入又は生産のための準備をされた製品につき、実施を継続する権利を有する。

(ii) 工業意匠の生産装置及び特許方法について：先使用権者は、生産、輸入、購入又は設置のための準備をされた装置及び特許方法につき、実施を継続する権利を有する。

<設問>

Q18： 生産規模の拡大の可否

先使用権者は、他者の出願後に、生産規模を拡大することが認められるのか、認められるとすれば、どの程度までの拡大が認められるのかについて、お教えてください。

<回答>

先使用権全般や、特に「実施の範囲及び量」の意味に関する指針や詳細な規則は、これまでに存在してい

ない。さらに、この問題については判例法も知られていない。ただし、我々の見解では、特許方法に関しては、先使用権者は、生産施設を増加させることなく、特許出願がなされた時点の生産量を増大させる権利を有する。その主な理由は、特許の対象が方法であるので、先使用権者が現在利用している方法に新たな装置を付加したり、利用しているプロセスの数を増やしたりせずに、単に、現在利用している方法の生産量を増やすだけならば、実施範囲や実施量の拡大とはならないからである。

<設問>

Q19： 輸入数量の拡大の可否

先使用権者は、他者の出願後に、輸入数量を拡大することが認められるのか、認められるとすれば、どの程度までの拡大が認められるのかについて、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えください。

<我々の理解>

先使用権の所有者は発明又は工業意匠の所有者の許諾なく、実施の範囲と量を拡大することができない。それゆえ、文獻的には、特許出願時に先使用者が製品輸入をしていた国からの輸入数量の増加を含む輸入数量の拡大は認められていない。

<回答>

先使用権全般や、特に「実施の範囲及び量」の意味に関する指針や詳細な規則は、これまでに存在していない。さらに、この問題については判例法も知られていない。したがって、我々としては、「実施の範囲及び量」の意味に関する国内当局の解釈を予測することはできない。しかしながら、貴所の理解はそのとおりだと考える。特許出願の提出時点において先使用権者が製品を輸入していた国からの輸入量を増やす行為を含め、輸入量の拡大は認められていない。これは、輸入という行為が、知的財産法第124条(1)(dd)に定められている特許発明の実施行為に当たるからである。

<設問>

Q20： 実施地域の変更の可否

先使用権者は、他者の出願後に、実施地域の変更をすることが認められるのかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えください。

<我々の理解>

先使用権全般や、特に「実施の範囲及び量」の意味に関する指針や詳細な規則は、これまでに存在していない。さらに、この問題については判例法も知られていない。

<回答>

ベトナムは、統一された国家であり、国会、政府又は大臣が発行した法的文書は、ベトナム全土で適用／執行される。正規の製品／サービスは、ベトナム領域内で自由に生産／流通されている。したがって、保護を受ける製品の適法な生産／流通は、実施地域を変えるだけであれば、その影響を受けない。我々の見解では、実施地域の変更（新たな実施地域はベトナム領域内）とは、実施範囲及び実施量を変更することではない。換言すれば、先使用権者は、別の者が特許出願した時点で、実施地域を変更することが許される。

<設問>

Q21： 実施行為（製造、販売、輸入等）の変更の可否

先使用権者は他者の出願後に、実施行為（製造、販売、輸入等）の変更をすることが認められるのか、認められるとすればどの程度の変更までが認められるのかについて、お教えください。

<回答>

ベトナム知的財産法の改正第134条によれば、先使用権者は、発明又は工業意匠の所有者の許可を得ない限り、実施の範囲及び量を拡張することはできない。先使用権全般や、特に「実施の範囲及び量」の意味に関する指針や詳細な規則は、これまでに存在していない。さらに、この問題については判例法も知られていない。したがって、我々としては、「実施の範囲及び量」の意味に関する国内当局の解釈を予測することはできない。我々の見解では、厳密に考えるならば、先使用権者は、他の者が特許出願を行った後は、実施行為を変更することは許されない。

<設問>

Q22： 実施形式の変更（製法の変更）の可否

先使用権者は、他者の出願後に、他者の出願の出願前に実施していた発明の実施形式と、出願後に実施している発明の実施形式が異なるなどの実施形式の変更（例えば、他者の出願前に、塩酸を使用する A 合成方法を実施していたが、出願後に硝酸を使用する A 合成方法へ実施行為を変更する。特許権は、酸（塩酸、硝酸の上位概念）を使用する A 合成方法とするなど、生産工程が変更される場合が想定されます。）をすることが認められるのか、認められるとすればどの程度の変更までが認められるのかについて、お教えください。

<回答>

ベトナム知的財産法の改正第 134 条によれば、先使用権者は、発明又は工業意匠の所有者の許可を得ない限り、実施の範囲及び量を拡張することができない。先使用権全般や、特に「実施の範囲及び量」の意味に関する詳細な規則は、これまでに存在していない。さらに、この問題については判例法も知られていない。したがって、我々としては、「実施の範囲及び量」の意味に関する国内当局の解釈を予測することはできない。我々の見解では、厳密に考えるならば、先使用権者は、他の者が特許出願を行った後は、実施態様を変更することは許されない。

<設問>

Q23： 実施形式の変更（改造等）の可否

先使用権者は、他者の出願後に、生産装置の改造等（他者の出願の出願前に使用していた装置の一部を改造し、改造後の装置も特許のクレーム範囲に含まれる場合を想定しています。）の実施形式の変更をすることが認められるのか、認められるとすればどの程度の変更までが認められるのかについて、お教えください。

<回答>

ベトナム知的財産法の改正第 134 条によれば、先使用権者は、発明又は工業意匠の所有者の許可を得ない限り、実施の範囲及び量を拡張することはできない。先使用権全般や、特に「実施の範囲及び量」の意味に関する詳細な規則は、これまでに存在していない。さらに、この問題については判例法も知られていない。したがって、我々としては、「実施の範囲及び量」の意味に関する国内当局の解釈を予測することはできない。我々の見解では、厳密に考えるならば、先使用権者は、他の者が特許出願を行った後は、実施態様を変更することは許されない。

<設問>

Q24： 下請企業と元請け企業の先使用権

生産形態の一つとして、我が国では下請生産（他の企業に対して製法等を開示して、その指揮命令により生産を行って、製品の全量を引き取る形態）というものがあります。先使用権が認められると仮定して、下請企業と下請元企業のどちらに、先使用権が認められるのか、また、仮に、下請元企業に認められる場合に、下請先の変更は可能なのかについて、お教えください。

<回答>

ベトナム知的財産法の改正第 134 条に規定されているように、先使用権者は、当該発明又は工業意匠の実施又は実施の準備が行われた事業又は生産設備とともに移転される場合には、先使用権を他者に移転することができる。先使用権全般や、特に先使用権の付与に関する詳細な規則は、これまでに存在していない。さらに、この問題については判例法も知られていない。したがって、我々としては、「実施の範囲及び量」の意味に関する国内当局の解釈を予測することはできない。しかし、厳密に考えるならば、先使用権を下請企業や下請元企業に認めることはできないと思われる。

<設問>

Q25： 対抗要件（登録要否）

貴国の先使用権制度に関して、これを登録するような制度が設けられているのかについて、以下のよう  
に理解しております。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えください。

<我々の理解>

政府機関に対して先使用権を登録する制度は存在しない。ただし、知的財産法第 134 条の規程に基づき、先使用権者は特許権者から「保護証書」の付与を受けることが条件とされている。

<回答>

その理解で正しい。ベトナムには先使用権を登録する制度はない。

<設問>

Q26： 第三者に効力が及ぶか（再販売）

他者の出願後（優先日以降）において、先使用権者が製造した製品を、第三者が購入して「使用・販売（転売）」することは特許権侵害となるのかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

ベトナム知的財産法第 125 条(2)(b)によれば、特許権者又は意匠権者は、商品が商標権者又はその許諾を受けた者以外の者によって海外市場で販売されている場合を除き、海外市場を含む市場で適法に販売されている商品を他の者が流通させ、輸入し、又は商業利用することを妨げる権利を有しない。

海外市場を含む市場で適法に販売される商品とは、知的所有権によって保護される対象物の権利者、権利の譲受人又は先使用権者が国内又は国外の市場において販売する商品であるものと理解すべきである。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q27： 移転の可否・態様・譲渡要件等（一般承継に限られるか、事業の実施と伴にする必要があるか等）  
先使用権の移転の可否（ベトナム知的財産法第 134 条）について、お教えてください。

<回答>

ベトナム知的財産法の改正第 134 条に規定されているように、先使用権者は、発明又は工業意匠の実施又は実施の準備が行われた事業又は生産設備とともに移転される場合には、先使用権を他者に移転することができる。先使用権一般や、特に先使用権の付与に関する詳細な規則は、これまでに存在していない。この問題については判例法も知られていない。

<設問>

Q28： 大が小を飲む合併

先使用権を有する企業の買収や先使用権を有する企業の分社により、先使用権がどのように移転するかの具体的なケースについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

条文中、先使用権は事業譲渡又は会社分割手続により、発明・意匠を使用し若しくはその準備を整えた事業若しくは生産施設が移転するのに伴い移転が可能とされている。これにより、当該大企業は先使用権者となり、先使用権を認められ、法律の定めに従って、その事業に従事することができる。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q29： グループ企業で先使用権を共有

例えば、グループ企業の一企業に先使用権が認められた場合、他のグループ関係企業にも先使用権が認められるのか、また、子会社に認められた先使用権は親会社にも認められる、あるいは、親会社に認められた先使用権は子会社にも認められるのかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

親子関係又はグループ企業の場合、それぞれの企業は独立した法人であると考えられる。それゆえ、先使用権はグループ内の企業のみ保持され、親会社やグループ内の他の企業に拡張されない。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q30： 外国製品の輸入販売で製造の先使用权が得られるか

グループ企業や親会社と子会社が国内外をまたぐ場合に、グループ企業や子会社が海外で生産した製品の輸入販売している国内企業には、輸入販売のみでなく、生産についても先使用权は認められるのかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

ベトナムに在る企業は、当然のことながら関連する出願の出願日（優先日）以前に実施した行為に基づいて、ベトナムでの販売及び／又は輸入についての先使用权を得るだろう。しかしながら、生産については、実施の範囲を拡大すると考えられるので、先使用权者とはならないだろう。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q31： 移転の対抗要件（移転後の登録）

貴国において、先使用权の移転が認められる場合、移転について登録する制度がありますか。設けられている場合には、どのような場面、方法で登録するのか（例：移転の対抗要件）、及びその効果について御説明ください。なお、我々は調査により以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

移転を登録する制度は設けられていない。

<回答>

ベトナム知的財産法の改正第134条に規定されているように、先使用权者は、発明又は工業意匠の実施又は実施の準備が行われた事業又は生産設備とともに移転される場合には、先使用权を他者に移転することができる。しかしながら、先使用权の移転を登録するための制度は存在しない。

<設問>

Q32： 再実施許諾の可否

貴国法における先使用权者の再実施を許諾する権原の有無について、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

再実施を許諾する権原はない。

<回答>

その理解で正しい。改正第134条(2)は、「発明又は意匠に対する先使用权の所有者は、当該権利を他人に対して**移転する**権利を有さない。ただし、当該権利が当該発明又は意匠の実施又はその準備が行われた事業又は生産設備とともに移転する場合を除く」と定めている。さらに、知的財産法第X章によれば、知的財産権の移転には、知的財産権の譲渡及び知的財産権の実施許諾が含まれる。そのため、ベトナムでは、先使用权者には、第三者に対し先使用权の再実施許諾を行う権利はない。

<設問>

Q33： 先使用权の消滅又は放棄（事業の廃止、長期の中断との関係）

一旦認められた先使用权が消滅又は放棄されたと判断されることが、例えば、事業の廃止、あるいは長期の中断があった場合にあるのかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

本件の手続に関して、特別な法的規則も判決もない。先使用权の消滅又は放棄は先使用者のボランティア

ベースで決定される。事業の廃止あるいは長期の中断は先使用権の消滅又は放棄にはつながらない。

<回答>

我々も貴研究所と同じように理解している。知的財産権は、財産に対する権利の一種である（民法第33/2005/QH11 号第181条）。先使用権は、知的財産権の範囲内に含まれる。民法第33/2005/QH11 号第171条によると、関連事業の停止又は長期的な中断は、財産権（先使用権を含む。）が消滅又は放棄したと判断する根拠とはならない。

<設問>

Q34：先使用権の対価

先使用権が認められた場合、先使用権者は特許権者に対して、対価を支払う必要があるのかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

ベトナム知的財産法第134条の規定に従い、先使用権者は特許権者に対して、対価、実施料あるいは他の補償金を支払う必要はない。

<回答>

その理解で正しい。先使用権者は、特許権者に対して、実施料又はその他の対価を支払う必要がない。

<設問>

Q35：先使用権制度の普及啓発

貴国で先使用権制度について普及啓発活動が行われている場合、その概要を御紹介ください（文書が出されている場合には、その入手方法を明示してください）。

<回答>

ベトナムで先使用権制度について普及啓発活動が行われているかについて、我々は承知していない。

<設問>

Q36：先使用権の利用状況

貴国での先使用権制度の利用頻度について、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

ほとんど利用された例がないと思われる。ベトナムにおいて、先使用権がどのような頻度で利用されたかについての公式な統計データは公表されていない。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q37：先使用権の判例の利用可否

貴国において、先使用権を争った裁判例について、データが公表されていたら、入手の方法を御教示ください（インターネット、刊行物等）。

<我々の理解>

ベトナムにおいて、これまで先使用権に関連した裁判は行われていない。

<回答>

必ずしも確証はないが、これまでのところ、ベトナムで先使用権を争った裁判例はないと我々は考える。

<設問>

Q38：先使用権主張の目的（抗弁か確認）

貴国で先使用権制度が利用される場面について、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

意匠権の非侵害の抗弁に係る行政手続が行われたのみである。

<回答>

判例法については知らないが、ベトナムでは、先使用権制度は主に、特許／工業意匠を侵害していないという抗弁に利用されると考える。

<設問>

Q39：先使用権が認められた典型的な例

我々は先の調査において、先使用権に関連した以下の判決を入手しています。先使用権に関連した判決について、より新しい判決が出されていたら、以下の表に事案を追加するとともに、追加表で、それぞれの「事件名」、「判決日付」、「判決番号」、「判示事項」及び「事件の概要」を御紹介ください。

<我々の理解>

ベトナムにおいて、これまで先使用権に関連した裁判は行われていない。しかしながら、科学技術省の検査官が扱い、判断を下した意匠侵害に係る行政事件が2009年に存在する。

侵害の場所：ハノイ

権利：工業意匠

原告：Long Anh Commercial Joint Stock Company (VN)

被告：Tuan Viet Commercial & Import-Export Joint Stock Company (VN)

事案

Long Anh Commercial Joint Stock Company (VN) (以下、Long Anh 社) は、「マッサージ・サンダル」製品に係る意匠に関する、意匠権設定証書第12020号(2008年7月1日交付)及び第13101号(2009年3月31日交付)の所有者である。

科学技術省の検査官は、2009年3月10日にLong Anh 社から、同社の登録意匠に類似するマッサージ・サンダル製品を製造しこれを販売している行為について、Tuan Viet Commercial & Import-Export Joint Stock Company (VN) (以下、Tuan Viet company) を検査しこれに対応するよう求める請求を受理した。

検査チームは、Tuan Viet 社の「マッサージ・サンダル」製品の製造及び販売を検査した上で、同社が、Long Anh 社の登録意匠の特徴に類似する特徴を備えた「マッサージ・サンダル」製品を製造しこれを販売するために保管していたと認定した。

事実と決定

科学技術省の検査官は、Tuan Viet 社の製造するマッサージ・サンダル製品の特徴とLong Anh 社の登録意匠の特徴とを検討して、Tuan Viet 社の意匠を使用した製品が、上記証書第12020号及び第13101号の対象であるマッサージ・サンダルの意匠に係るLong Anh 社の権利を侵害していると判断した。

しかしながら検査を行った時に、Tuan Viet 社は、Long Anh 社の上記登録意匠の出願日より前である2007年7月からマッサージ・サンダルの生産を開始していたことを証明する文書や証拠を提出した。同社は、この点を証明するため請求書や契約書を提出した。

科学技術省の検査官は、Tuan Viet 社の提出した証拠を検討して、これらの証拠が全面的に妥当であると認定し、同社にそれまでの使用範囲内及び使用量(4,142足/月)において上記意匠の先使用を継続する権利があると判断した。また、意匠の先使用権者によるこのような権利行使は、Long Anh 社の意匠権に対する侵害とはみなされない。

<回答>

我々の知る限りでは、ベトナムではこれよりも最近で、先使用権に関する判例はない。

<設問>

Q40：外国企業の裁判例

先使用権について裁判で争った事例のうち、外国籍企業等が先使用権を主張した事例があれば、御紹介ください。なお、我々の調査に基づく理解は、以下です。

<我々の理解>

ベトナムにおいて海外の企業が先使用権を主張した事案はない。

<回答>

これまでのところ、ベトナムで先使用権について主張された裁判や事例は知らない。

<設問>

Q41：先使用権立証の証拠

ある発明者が発明の詳細を開示すると、それが模倣される危険性があることを考えて、特許出願することなく発明を実施し、事後に第三者に特許権が付与されたとしても、先使用権を主張すれば、継続して実施が可能であると考えたとします。裁判において先使用権を主張する場合に、あらかじめ、どのような証拠を準備すべきかについて、お教えてください。

<回答>

この質問については、二つの状況が考えられる。

状況1：第三者による特許出願の提出日前に、先使用権者の発明が広く公衆に対して（様々な方法、すなわち販売、記事、雑誌、展示などのいずれかによって）開示されている場合。この場合、当該出願は、新規性の要件を欠くとして保護されない。先使用権者は、その発明について訴訟が提起されることを心配することなく、自身の発明の実施を継続する権利を有することになる。仮に特許庁が看過して出願人に対して特許登録を認めた場合、先使用権者は、出願時に新規性の要件を欠いていたとして、特許の無効請求を進めることができる。

状況2：第三者による特許出願の提出日又は優先日前に、先使用権者の発明が公衆に開示されていない場合。この場合、ベトナムの先使用権者に対して訴訟や請求がなされたならば、先使用権者は、問題となる発明が、原告の特許出願の提出日又は優先日より前に独立して創出されていたことを立証しなければならない。先使用権者は、前もって以下の主張及び証拠を準備する必要がある。

○先使用権者と特許権者との間に何の関係もなく、先使用権者は特許発明の出願日／優先日より前には当該特許発明について知り得なかったことを示す証拠。

○先使用権者が自身の知識、経験、研究、素材、手段、方法、問題となる発明を創出するための機器と設備を用いていたことを示す証拠。

○当該発明を実験的に実施して得られた成果の例。

○当該発明の創出について知っている証人。

○特許出願の出願日又は優先日より前に当該発明が存在した期間と日付を示す証拠。

ベトナム特許出願の出願日又は優先日より前に実施又は実施の準備がなされていたことを示す証拠としては、貴研究所の理解の項目2においてリストアップされているものが挙げられる。しかしながら、これらの証拠は、問題となる特許の新規性を否定するものであるから、当該特許を無効にし得るものであるということに留意されたい。特許製品の購入、輸入、輸出、広告などは、公衆への開示とみなされる。

<設問>

Q42：公証制度の有無（宣誓供述書の利用）

我が国では証拠書類等について、その作成日付や非改竄性を証明するため、公証制度やタイムスタンプサービスが利用されています。貴国において類似の制度があるかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

ベトナムにおいて、公証制度はあるがタイムスタンプサービスはない。公証制度は日本のそれと同じである。これは、具体的には、公証人が公正証書等を作成することで一定の事項について証明する制度である。公証人は、公証人法の規定に従い、司法大臣によって任命され、公務に従事する。確定日付印を私署証書（民間人が署名又は記名押印した文書）に付すことで、その確定日付において当該私署証書が存在したという事実を証明することも業務の一つである。

<回答>

その理解で正しい。2014年ベトナム公証法によれば<sup>2</sup>、公証とは、公証機関の公証人が、契約若しくはその他の民事取引の真正性及び正当性又はある文書のベトナム語／外国語の翻訳文の正確性、正当性及び社会倫理への適合性を、書面で証明することをいう（第2.1条）。

公証以外に、ベトナムにはそれと似ているが同一ではない認証制度がある（政令23/2015/ND-CP<sup>3</sup>）。これは、

<sup>2</sup> [http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=29057](http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=29057)

<sup>3</sup> [http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=30394](http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=30394)

区レベル又は県レベルの人民委員会の法務局による認証制度である。認証制度の一般的範囲は以下のとおりである（第1条、第2.2条、第2.3条、第2.4条）：

- ・ 原本からの謄本の認証。
- ・ 署名の認証。
- ・ 契約書／取引書の認証（すなわち、契約／取引が締結された場所と日時についての認証；契約当事者の民事上の能力、意思、署名又は指紋についての認証）。

<設問>

Q43： 公証制度

貴国において公証制度を提供している代表的な機関の連絡先、HP、料金、利用方法について、お教えてください。

<回答>

ベトナムには、公証サービスを提供する機関が数多く存在する。しかし、公証サービスの格付けを行うシステムは存在しない。参考までに返信メールには、ベトナム法務省のウェブサイトに掲載されている公証人役場のリスト<sup>4</sup>とその料金表を添付した（共同通達第08/2012/TTLT-BTC-BTP号<sup>5</sup>及び修正共同通達第115/2015/TTLT-BTC-BTP号<sup>6</sup>）。

<設問>

Q44： 提供される具体的な公証サービスの内容

我が国では公証サービスとして、確定日付、私署証書、事実実験公正証書、電子公証等が提供されています。台湾において、公証制度のもと提供される公証サービス（タイムスタンプを除く）について具体的にお教えてください。

<回答>

ベトナムで提供される公証サービスには、契約書若しくはその他の民事取引の書面による認証、又はある文書のベトナム語若しくは外国語の翻訳文の正確性、正当性及び社会倫理への適合性の書面による認証が含まれるが、一般的には以下が含まれる。

- ・ 土地所有権の譲渡若しくは贈与、土地所有権の出資に関する契約書の公証
- ・ 土地に付着した財産を含む土地所有権の譲渡若しくは贈与、土地に付着した財産を含む土地所有権の出資に関する契約書の公証
- ・ 遺産分割協議書及び遺産相続承諾書の公証
- ・ 貸付契約書の公証
- ・ 不動産に抵当権や質権を設定する契約書の公証
- ・ 経済、商取引、投資、事業に関する契約書の公証
- ・ 土地所有権の賃貸借契約書、家屋の賃貸借契約書、不動産の賃貸借契約書及びリースバック契約書の公証
- ・ 農業用地の使用権の移転に関する契約書の公証
- ・ 不動産の競売契約書の公証
- ・ 保証契約書の公証
- ・ 承認契約書の公証
- ・ 委任状の公証
- ・ 契約書又は取引書に対する修正や補足の公証
- ・ 契約書や取引書の解除に関する公証
- ・ 遺言の公証
- ・ 相続放棄書面の公証
- ・ その他の種類の契約書又は取引書の公証
- ・ ベトナムの権限ある当局、外国の権限ある当局、又はベトナムの権限ある当局と外国の権限ある当局が共同して発行又は認証した文書や書面の原本から作成した真正な謄本であることの証明
- ・ 翻訳者の署名を除いた、文書や書面の上の署名の真正に関する認証

<sup>4</sup> <http://moj.gov.vn/Documents/Congchung/DANH%20SACH%20PCC,%20VPCC%20hien%20nay.doc>

<sup>5</sup> [http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=27404](http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=27404)

<sup>6</sup> <http://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thue-Phi-Le-Phi/Thong-tu-lien-tich-115-2015-TTLT-BTC-BTP-sua-doi-08-2012-TTLT-BTC-BTC-286305.aspx>

ベトナムでは電子公証は利用できない点に留意されたい。

<設問>

Q45： 公証の裁判での法的効力

貴国において、公証によって保証される裁判での法的効力についてご説明ください。

<回答>

一般的には、公正証書は、裁判で法的効力及び証拠力を有すると考えられている。

ご参考までに、2014年公証法第5条は、次のとおり定めている。

1. 公正証書は、公証人が署名を行い、公証人が所属する公証機関の捺印を付した日から有効である。
2. 公証を受けた契約書又は取引書は、それに関連した当事者を拘束する。債務者がその債務の履行を怠った場合、他方当事者は法に則して当該事案を解決するよう裁判所に求めることができる。ただし、関連当事者が別段の合意を行っている場合はこの限りでない。
3. 公証を受けた契約書及び取引書は、証拠として用いることができる。公証を受けた契約書又は取引書の中に記載された詳細及び状況については立証する必要はない。ただし、当該契約書又は取引書が裁判所によって無効と宣言された場合はこの限りでない。
4. 公証を受けた翻訳文は、翻訳された文書又は書面としても有効に使用できる。

<設問>

Q46： 公証の裁判事例

貴国において、公証（タイムスタンプを除く）の証拠力が裁判で争われた事例がありましたら、お教えください。

<回答>

現在、ベトナムでは全ての訴訟が公開されているわけではない点に留意されたい。

実際問題としては、公正証書の効力については、当該公証が偽造であるか、又は当該公証が悪意をもってなされた（例えば、公証人が賄賂を受け取って虚偽の公証を行った）場合には、争われることがしばしばである。このような場合、公正証書の証拠力は否定される。

<設問>

Q47： 製品に対する公証の活用方法

例えば、製品そのものを、先使用权の証拠として保管したい場合、どのように公証制度が利用されるか、また、よく利用されている方法について、お教えください。

<回答>

公証（及び認証）は文書についてのみ利用されるので、公証手続を通じて、製品それ自体を先使用权の証拠として保存することは、一般的には不可能である。

個別の事例を見れば、製品は、例えば執行官制度を利用することにより、先使用权の証拠として使用することができる。執行官は、製品が作成された日時と場所などについて証明することができる。しかし、実際問題としては、ベトナムでは執行官制度はまだ始まったばかりであり、執行官は「製品」について証明することに十分精通していない可能性があることに留意されたい。とはいえ、実際には、製品の写真を撮って、その写真が撮影された日時と場所について執行官に証明をしてもらうことは可能である。執行官制度についての詳細は、Q50に記載している。

<設問>

Q48： 映像に対する公証の活用方法

例えば、製造方法を記録した映像を、先使用权の証拠として保管したい場合、どのように公証制度が利用されるか、また、よく利用されている方法について、お教えください。

<回答>

上のQ47と同様に、製造方法の動画及び／又は録画は、それ自体としては公証や認証を受けることはできない。しかしながら、法律上及び実務上は、公証を受けていない写真と電子記録も、法廷で証拠として認め

られることがある。2004年民事訴訟法典によれば<sup>7</sup>、視覚及び／又は聴覚に訴える資料も、当該資料の出所について証明した文書（当該資料の作成者が発行したもの）と一緒に提出されれば、証拠として使用できるとされる（第83.1条）。実際、製品を撮影した写真家や、動画を撮影したカメラマンが発行した証明書は、証拠として認められることがある。

以上の他に、執行官制度も、動画及び／又は録音の存在を証明するために利用することができる。

<設問>

Q49： 企業での公証の利用状況

貴国の企業が、先使用権の証拠を確保するために、公証制度を具体的にどのように活用しているかについて、公表された資料あるいは貴事務所での知見があれば、その入手方法と、代表的な企業について利用の概略を、その企業の技術的分野（機械、化学、電気）とともに、例示してください。

<回答>

このような種類の情報について知らない。

<設問>

Q50： タイムスタンプ機関及び運営主体等

貴国において、タイムスタンプサービスを提供する機関、運営企業等について、その主体、開始時期、サービス概要、運用実績について、お教えてください。

<回答>

ベトナムでは、一般的にはタイムスタンプ制度は利用できない。

しかしながら、執行官は、事象の日時と場所を証明することができるかもしれないので、それを裁判所で証拠として用いることができる。政令第61/2009/ND-CP<sup>8</sup>（政令第135/2013/ND-CP号<sup>9</sup>によって修正された）の第25条と第26条によれば、執行官役場は事象と行為に関する記録と証明を行うサービスを提供することができる。このような事象と行為は、執行官の立会いの下で行われなければならない。例えば、先使用権者が自身の発明製品を執行官役場に持参して、当該製品に関する情報を提出すると、執行官は、発明に関して執行官の面前で行われた事柄とその日時について、記録し証明を行う（すなわち、先使用権者が執行官の面前でその発明を示した日時について記録し証明を行うなど）。ただし、発明が執行官の前で創出される場合（このようなことがなされる可能性は非常に低いと思われるが）を除き、執行官は、発明が先使用権者によって適切に創出されたということを記載し証明することはできない点に留意されたい。それ以外では、執行官は、先使用権者がその発明を執行官の面前で示した日時について証明できるだけである。

<設問>

Q51： タイムスタンプの証拠力をさらに高める公的機関

タイムスタンプが付与された資料の証拠力を高めるサービスを提供する公的機関があれば、その具体的内容とともに教えてください。

<回答>

上述のとおり、ベトナムでは一般的にはタイムスタンプ制度は利用できない。ただし、証拠力を高めるために、執行官制度を利用することができる。

<設問>

Q52： タイムスタンプ会社と ISO の関係

貴国において、タイムスタンプサービスを提供している会社は ISO（ISO/IEC 18014）に準拠しているかについて、お教えてください。

<回答>

上述のとおり、ベトナムでは一般的にはタイムスタンプ制度は利用できない。

<sup>7</sup> [http://moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=19502](http://moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=19502)

<sup>8</sup> [http://www.moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=11778](http://www.moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=11778)

<sup>9</sup> [http://moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=28715](http://moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=28715)

<設問>

Q53： タイムスタンプの証拠力

貴国において、タイムスタンプの証拠力について法上の規定は存在するかについて、お教えてください。

<回答>

上述のとおり、ベトナムでは一般的にはタイムスタンプ制度は利用できない。ただし、執行官による証明を受けた一定の資料については、裁判所でも法的効力を持ちうる。

<設問>

Q54： タイムスタンプの裁判事例

貴国において、タイムスタンプの証拠力が裁判上争われた事例について、詳細にお教えてください。

<回答>

上述のとおり、ベトナムではタイムスタンプ制度は利用できない。執行官が証明を行った資料の法的効力が裁判所によって否定された重要な事例については知らない。

<設問>

Q55： 外国のタイムスタンプの訴訟での有効性

貴国において、貴国以外の国で付されたタイムスタンプの訴訟上の有効性についてお教えてください。

<回答>

外国で付されたタイムスタンプを活用することは、ベトナムでは一般的ではない。したがって、実際問題としては、このような場合のタイムスタンプの法的効力については、裁判所は否定するだろう。

外国でなされたタイムスタンプの法的効力を高めるためには、タイムスタンプを付された文書をベトナムの裁判所に提出する前に、ベトナム大使館による認証を受けることが推奨される。ただし、たとえタイムスタンプを付された文書が適切に認証されていたとしても、外国でタイムスタンプを付された文書の法的効力を認めるかどうかについては、ベトナムの裁判所が個別の事例に基づき判断するという点に留意されたい。

<設問>

Q56： 企業のタイムスタンプの利用状況

貴国の企業が、先使用权の証拠を確保するために、タイムスタンプサービスを具体的にどのように活用しているのか、公表された資料あるいは貴事務所の知見があれば、その入手方法と、代表的な企業について利用の概略を、その企業の技術的分野（機械、化学、電気）とともに、例示してください。

<回答>

上述のとおり、ベトナムではタイムスタンプ制度は利用できない。

<設問>

Q57： 裁判において、タイムスタンプが付された電子データの存在を立証する手段

貴国の裁判において、タイムスタンプが付された電子データの存在を立証するための一般的な手段（例えば、裁判所にどのような書類を提出するか、等）をお教えてください。

<回答>

上述のとおり、ベトナムではタイムスタンプ制度は利用できない。

電子データ（例えば電子メール）の存在を立証するためには、電子データの真正性を証明する目的で執行官制度を利用することができる。さらに、少なくとも商取引においては、自身の電子署名が登録された電子署名サービス提供者によって確認される者が電子的に署名を行った電子文書は、そのような電子文書における電子データの存在を立証するために使用できる。

より広い視点から言えば、ベトナム電子商取引法が以下のように規定していることを指摘しておく。すなわち、法律が書面による情報を要求している場合であっても、電子化された情報に含まれた情報に必要な応じてアクセスし、利用できるのであれば、電子化された情報はこの要件を満たしているものとみなされる。

<設問>

Q58： 公証、タイムスタンプ以外の証明力を高める手段

貴国において、公証、タイムスタンプ以外に証拠資料の証明力を高めるため訴訟において有効的な手法がありましたら、お教えてください。

<回答>

上述のとおり、執行官制度と認証制度を利用すれば、文書について同様の証明力が備わる。さらに、商取引において電子文書を認証するためには、電子署名を利用することが推奨される。

<設問>

Q59： 裁判において、タイムスタンプが付与されていない電子データに関して、その存在を立証する一般的な手段

貴国の裁判において、タイムスタンプが付与されていない電子データの存在を立証（電子データの日付の立証、当該日付以降に電子データの変更・改ざんがないことの立証等）する有効的な手法がありましたら、お教えてください。

<回答>

執行官制度を利用することが推奨される。さらに、電子文書中の電子データの真正性を立証するためには、電子署名を利用することが推奨される。

<設問>

Q60： 先使用権制度改正の動き

貴国において、先使用権制度についての法改正の予定あるいは法改正を前提とした論議はあるかについて、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

ベトナムにおいて、現在の先使用権制度改正についての何の論議も公表されていない。

<回答>

ベトナムは環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）のメンバーであり、ベトナムの国会は来年にはTPPを批准する予定である。批准後に知的財産法も改正されるだろうが、先使用権に関する規制が改正されるかどうかは分からない。ベトナムにおいて、先使用権制度に関する法の改正に向けての計画や議論があるかについては知らない。